

三重県立志摩病院指定管理者募集要項

平成22年6月

三重県病院事業庁

目 次

1	指定管理者募集の目的	3
2	施設の現状等	3
	(1) 名称・機能等	
	(2) 建物・敷地等	
	(3) 施設の構成	
3	指定管理者の指定の予定期間	4
4	指定管理者が行う管理の基準	4
	(1) 関係法令等の遵守	
	(2) 許認可の取得	
	(3) 診療時間及び休診日	
	(4) 環境への配慮	
	(5) ユニバーサルデザインへの配慮	
	(6) 県の施策への協力	
	(7) 利用の許可	
	(8) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い	
	(9) 管理に関する情報の公開	
	(10) 医療事故等への対応	
	(11) 暴力団等による不当介入への対応	
5	指定管理者が行う業務の範囲	6
	(1) 業務の内容	
	① 診療等に関する業務	
	ア 基本的な医療機能	
	イ 政策的医療機能	
	ウ その他	
	② 施設の管理に関する業務	
	③ 病院の利用に係る料金の収受に関する業務	
	④ 手数料の徴収に関する業務（条例に基づく文書料等の手数料の徴収）	
	⑤ 地域住民への情報提供及び地域住民からの要望等を管理運営に生かす仕組み	
	⑥ その他、病院事業庁長が必要と認める業務	
	(2) 指定期間を通じて達成すべき成果目標	
6	職員の確保等	10
	(1) 再就職を希望する職員の受入れ等	
	(2) 研修等	
	(3) 子育て支援制度	
7	収入及び支出に関する事項	10
	(1) 会計・経理の原則	
	(2) 帳簿の記帳	
	(3) 収入	
	① 利用料金収入（診療報酬等）	
	② 指定管理料（政策的医療交付金）	
	③ 手数料徴収委託料	

(4) 支出	
① 管理経費	
② 指定管理者負担金	
(5) 収支計画等	
8 申請資格	12
9 申請の手続き	13
(1) 現地説明会の開催	
(2) 質問事項の受付及び回答	
(3) 申請書類の受付	
10 指定管理候補者の選定等	15
(1) 申請資格の審査	
(2) 申請者名等の公表	
(3) 選定委員会による審査	
① 審査基準等	
② 第一次審査	
③ 第二次審査	
④ 審査における留意点	
⑤ 順位付け	
(4) 失格事項	
(5) 指定管理候補者の選定	
(6) 選定結果の通知	
(7) 選定結果の公表	
11 指定管理者の指定	18
12 指定管理者との協定の締結	18
(1) 基本協定	
(2) 年度協定	
13 管理状況の把握と評価・監査等	19
(1) 業務の評価	
(2) 報告、指示等	
(3) 監査の実施	
(4) 財務状況の確認	
14 県と指定管理者との責任・リスクの分担	19
15 事業の継続が困難になった場合における措置	20
(1) 県への報告	
(2) 指定管理者に対する実地調査等	
(3) 指定管理者の破産等	
(4) 県に対する損害賠償	
(5) その他、不可抗力の場合	
16 その他	21
(1) 施設管理開始までの間における指定の取消し	
(2) 業務の再委託	
(3) 指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ	
17 募集要項に関する問合せ先	21

三重県立志摩病院指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

三重県立志摩病院（以下「志摩病院」という。）は、志摩地域の中核病院として地域医療を守り、救急医療、災害医療などを担うことにより、県民に良質で満足度の高い医療を提供する施設です。

こうした医療を今後も安定的、継続的に県民に提供できるように、民間が有する医療資源を活用するとともに、その柔軟かつ効率的な運営ノウハウを生かした管理運営を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び三重県病院事業条例（昭和41年三重県条例第60号、以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

2 施設の現状等

(1) 名称・機能等

- ① 名称 三重県立志摩病院
- ② 所在地 志摩市阿児町鷲方1257番地
- ③ 標榜診療科 内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科
- ④ 病床数 350床（一般病床250床、精神科病床100床）
- ⑤ 病院機能 二次救急医療施設、災害拠点病院（地域災害医療センター）、難病医療協力病院、臨床研修病院、へき地医療拠点病院、日本医療機能評価機構認定病院
- ⑥ 承認基準 一般病棟 10：1入院基本料、精神科病棟 15：1入院基本料
- ⑦ 病棟勤務体制 3交替制

(2) 建物・敷地等

- ① 建物及び構造 鉄筋コンクリート造 地下2階 地上5階等
- ② 建物面積 建築面積 10,665.00㎡
延床面積 27,202.28㎡
(管理検査棟、一般病棟、精神科病棟、外来診療棟、西診療棟、アンギオ棟、作業療法棟、立体駐車場)
- ③ 敷地面積 22,571.37㎡
- ④ 主な施設・設備等 屋上ヘリポート、免震装置（外来診療棟）、手術室（無菌手術室1室、一般手術室4室）、人工透析室（17床）、CT（1台）、MRI（1台）、シンチカメラ（1台）、アンギオ装置（1台）、電子カルテシステム、再来受付機（2台）
- ⑤ 駐車場 164台（病院前：104台、立体駐車場：60台）
- ⑥ 職員住宅 医師住宅あり
- ⑦ 職員駐車場 約210台

(3) 施設の構成

区 分 (整備年月)	建 物 の 内 容	延床面積	
管理検査棟 (平成元年3月)	地下1階	理学療法室 福利厚生室	3,500.96 m ²
	1階	受付 医事課 会計 中央放射線部 薬剤部 中央検査部 地域連携室	
	2階	院長室 大腸センター長室 看護部 総務課 Eナース 室 医療安全管理室 講堂 売店 食堂	
一般病棟 (昭和63年10月)	地下2階	栄養グループ 中央監視室	7,818.44 m ²
	地下1階	整形外科 診療情報管理室	
	1階	脳外科 外科 手術室 中央材料室 眼科 泌尿器科	
	2階	小児科 内科 産婦人科	
	3階	内科 放射線科	
	4階	神経内科 内科	
精神科病棟 (平成3年3月)	1階	精神科	2,419.00 m ²
	2階	精神科	
外来診療棟 (平成19年9月)	地下1階	大腸センター 内視鏡室 R I検査室 生理検査室	4,935.26 m ²
	1階	救急外来 中央処置室 内科 循環器科 耳鼻咽喉科 整形外科 外科 休日夜間受付	
	2階	産婦人科 皮膚科 緩和ケア科 神経内科 脳神経外科 ころの外来 泌尿器科 小児科 眼科 栄養指導室	
	3階	医局 図書室 DPC運営室 看護研究室	
	4階	機械室等	
西診療棟 (平成6年9月)	1階	MR I室	605.62 m ²
	2階	人工透析室	
	3階	機械室等	
アンギオ棟 (平成11年12月)	1階	アンギオ室	161.43 m ²
	2階	倉庫	
作業療法棟 (平成18年12月)	1階	作業療法室	150.00 m ²
立体駐車場 (平成18年1月)	3階4層		5,757.19 m ²
そ の 他			1,854.38 m ²

3 指定管理者の指定の予定期間

- (1) 指定の期間は平成24年4月1日から平成34年3月31日までの10年間を予定しています。
- (2) この指定の期間は、三重県議会の議決により確定することとなりますので、ご注意ください。

4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げる志摩病院の利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、志摩病院を適正に管理するものとします。

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者が志摩病院の管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守していただきます。

- ① 地方自治法 (昭和22年法律第67号)
- ② 地方公営企業法 (昭和27年法律第292号)

- ③ 医療法（昭和23年法律第205号）
- ④ 薬事法（昭和35年法律第145号）
- ⑤ 健康保険法（大正11年法律第70号）
- ⑥ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑦ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑧ 三重県病院事業条例（昭和41年三重県条例第60号）
- ⑨ 三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）
- ⑩ 三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）
- ⑪ その他、志摩病院を管理運営するための業務に関連するすべての法令等

(2) 許認可の取得

指定管理者は、志摩病院の管理運営の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。

(3) 診療時間及び休診日

診療時間、休診日は条例で定めることになっており、現行は次のとおりです。

- ① 診療時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 休診日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 環境への配慮

指定管理者は、施設の管理にあたって、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行ってください。

(5) ユニバーサルデザインへの配慮

指定管理者は、施設内の人の動線や案内方法について誰もが使いやすく、わかりやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、バリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示板等にも配慮してください。また、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成11年三重県条例第2号）の趣旨にのっとり、管理運営を行ってください。

(6) 県の施策への協力

本県では、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策などの施策を進めており、指定管理者は、これらの施策について十分理解するとともに、県に協力し寄与してください。

(7) 利用の許可

指定管理者は、三重県行政手続条例第2条第1項第3号の行政庁に該当するため、入院の許可の手続きについては、同条例の規定に基づき行ってください。

(8) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、三重県個人情報保護条例第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、県が定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づいて、個人情報を適正に取り扱ってください。（三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条の罰則規定については、指定管理者に対しても適用されますので、留意してください。）

(9) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、志摩病院の管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(10) 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は患者等の救済を第一に行うとともに、ただちに県に連絡を行うものとします。事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うものとします。

また、指定管理者は、医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、万全な体制を整えるものとします。

なお、指定管理者は、医療事故の公表について、県に準じて行うものとします。

(11) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。））を受けたときは、次の対応を行ってください。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 県に報告すること。
- ④ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

5 指定管理者が行う業務の範囲

条例第20条に規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容は、下記（1）のとおりです。申請にあたっては、業務区分ごとに具体的な仕様を検討し、提案してください。

（1）業務の内容

① 診療等に関する業務

志摩病院が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付、会計等すべての業務）

ア 基本的な医療機能

(ア) 基本的な医療機能

- 日常的に必要な医療を提供すること。
- 急性期医療を提供すること。
- 地域住民ニーズや他の地域医療機関との連携を基本に、役割分担を踏まえた良質で特色ある医療を実施すること。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・ 病院の基本理念
- ・ 病院の運営方針
- ・ 良質で特色ある医療機能

(イ) 診療科

- 下記の現行標榜診療科の維持並びに回復を行うとともに診療体制の充実を図ること。

内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・ 各診療科における診療体制等の充実のための具体的な方策
(産婦人科、小児科の入院診療や救急診療など診療体制等の充実のための具体的な方策を含む。)

- ・上記以外の診療科を設置する場合や独自の標榜科名を用いる場合は、その診療科名及び上記診療科名との関連等

(ウ) 外来診療体制

- 各診療科の診療体制については、患者が受診しやすいよう配慮すること。
- 県民の医療需要に対応した専門外来診療等を実施すること。
- 完全紹介制に拠らない外来診療を行うこと。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・外来診療日・時間、専門外来診療日等
- ・その他、外来に関すること

(エ) 入院診療体制

- 看護単位は、一般病床において10：1以上、精神科病床では15：1以上の基準看護を充足すること。
- 安全管理、感染防止に十分配慮した運営を行うこと。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・病棟単位ごとの病床運用計画（単科、混合等）
- ・各病棟の夜勤体制、交替勤務体制
- ・入院時の食事（治療食）の種類、内容、提供方法等
- ・病棟薬剤業務など入院診療に対する各中央部門の関わり（役割）

《運営中の病院の入院診療に関するマニュアルがある場合は提出すること。》

(オ) 看護

- 看護部門の組織を確立し、適切な運営を行うこと。
- 患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
- 看護基準・手順が定められていること。
- 体系的な継続教育を行うこと。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・看護部門の理念及び目標
- ・看護管理体制の組織（図）
- ・継続教育の体系
- ・専門領域において特別な看護活動ができる人材の育成及び活用
- ・その他、看護体制に関すること

(カ) 医療の質の向上に向けた取組

- 安全管理に基づく医療の提供を行うこと。
- 院内感染対策を行うこと。
- 医療倫理に基づく医療の提供を行うこと。
- 医療データベースの構築と情報提供を行うこと。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・医療の質の向上に向けた具体的な方策

(キ) 地域医療全体の質の向上に向けた役割

- 地域医療機関との連携・支援、地域医療の質の向上のための取組を行うこと。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・病病連携、病診連携など地域医療機関との連携・支援の内容等
- ・地域医療の質の向上のための具体的な方策

(ク) 患者及び来院者へのサービス提供

- 患者及び来院者の利便性等の向上に資する種々のサービスを行うこと。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・施設サービス
- ・外来・入院患者向けサービス
- ・その他、患者及び来院者の利便性やサービスの向上に資するための方策

(ケ) 入院患者等の引継ぎ

●在院している入院患者及び通院している外来患者を引き継ぐこと。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・入院患者、外来患者別の具体的な引継方法

(コ) 病院及びスタッフ（医師、看護師、その他の病院職員）の管理体制

●病院及びスタッフの管理体制については「医療の質の向上」を基本としたものとする。

●医師の確保については、特定の出身母体（大学及び医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること。

●看護師確保のため、適切な勤務体制の整備など働きやすい環境づくりに努めること。

●意志決定、指示、報告等の責任体制を病棟、外来、部門ごとに明確にして整備すること。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・医師、看護師、その他の病院職員の確保・採用及び配置計画
- ・各部門の組織及び責任体制
- ・職員の能力向上のための研修等
- ・その他、病院管理・人事管理に関すること

《運営中の病院の管理運営に関するマニュアルがある場合は提出すること。》

イ 政策的医療機能

(ア) 医師、看護師等の人材育成

●医師については、臨床研修指定病院として特に地域医療に関心を持った研修医を受け入れること。また、看護実習についても積極的に受け入れること。

●地域の消防職員の研修の受入れや、例えばメディカルサマースクール（児童生徒対象の医療の模擬体験）の開催等による啓発など、地域の医療人材の育成にも取り組むこと。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・臨床研修医、看護実習生等の受入れ
- ・地域の医療人材の育成

(イ) 救急医療の確保

●志摩地域の二次救急病院として、地域の医療機関と連携を図り365日24時間の受入体制を回復すること。

●診療時間外においては、救急に従事する医師を内科系、外科系にそれぞれ1名以上配置すること。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・診療方針、診療体制（内科系、外科系、小児科等への対応、急性心疾患等の疾病への対応）
- ・救急外来の人的配置（医師、看護師、検査技師等）

(ウ) 災害時医療

●南勢志摩二次保健医療圏における災害拠点病院として、災害時に想定される多発性外傷、挫滅症候群など重篤な救急患者や透析患者の受入れを行うとともに、被災者の医療救護活動の中心的な役割を担うこと。

※以下について、三重県地域防災計画等を参考にして、提案あるいは考え方を示してください。

- ・災害医療への対応、災害訓練の内容及び回数等
- ・外来診療棟のヘリポートの活用方法

《運営中の病院の災害対策や訓練に関するマニュアルがある場合は提出すること。》

(エ) へき地医療

- へき地医療拠点病院として、離島、へき地等の診療所への代診医派遣や地域医療の維持に貢献すること。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・へき地医療支援の内容等

(オ) 医師及び看護師等の研究研修

- 医師及び看護師等の人材育成を行い、医療の質の向上及び病院内外の医療従事者のスキル向上に貢献すること。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・専門医、認定看護師等の育成
- ・病院内外の医療従事者を対象とする研修等の実施

(カ) 高度医療部門の運営

- 志摩地域の中核病院として高度医療（脳血管障害や冠血管障害への対応、内視鏡下手術等）を提供すること。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・高度医療の提供（運営中の病院での実績を含む。）

(キ) 特殊医療

- 志摩・鳥羽・南伊勢の地域で産婦人科を開設する唯一の病院として、周産期医療の機能の回復を図ること。そのため、常勤医師を配置すること。
- 急性期病院である当院においてリハビリテーションを実施することにより、患者の早期回復に努めること。
- 地域で小児科の入院機能を有する唯一の病院として、小児の入院診療機能を回復すること。そのため、常勤医師を配置すること。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・診療方針、診療体制

(ク) 精神科身体合併症医療

- 地域で精神科を有する唯一の病院として、精神科患者を受け入れること。また、総合病院であることから、精神科身体合併症患者に対する医療を提供すること。

※以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・診療方針、診療体制（病床運用計画を含む。）
- ・精神科と関連診療科との連携（医師、看護師等の人的体制）

ウ その他

上記ア、イに示した県の条件のうち、指定管理期間開始時点で実現できない事項についてはその理由を明らかにし、指定管理期間開始後3年以内の実現に向けた計画を示してください。

② 施設の管理に関する業務

ア 施設及び設備の維持管理業務

施設及び設備等に関する各種の維持管理業務については、防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備するとともに、現行の仕様水準を維持するよう努めるものとします。

なお、管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置するものとします。

施設及び設備の維持・修繕は、必要に応じて指定管理者が自らの費用負担で行うものとします。（費用負担について、提案等があれば別途協議します。）

また、施設及び設備の改良・大規模改修（経年劣化によるもの）は、必要に応じて指定管理者と県が協議を行うものとします。

イ 物品（医療機器、什器備品類等）管理業務

物品の更新は、必要に応じて指定管理者が行い、費用についても原則として指定管理者の負担とします。（費用負担について、提案等があれば別途協議します。）

③ 病院の利用に係る料金の収受に関する業務

④ 手数料の徴収に関する業務（条例に基づく文書料等の手数料の徴収）

徴収金は三重県病院事業会計に納入していただきます。

地方公営企業法第33条の2の規定に基づく徴収事務委託契約を別途締結します。

⑤ 地域住民への情報提供及び地域住民からの要望等を管理運営に生かす仕組み

指定管理者は、病院の管理状況等について地域住民に情報提供を行うとともに、地域住民からの要望や意見等を管理運営に生かす仕組みを導入するものとしますので、サービス向上の観点から、具体的な提案を示してください。

⑥ その他、病院事業庁長が必要と認める業務

地域医療の質の向上に必要となるその他の取組については、指定管理者と県が協議を行うものとします。

(2) 指定期間を通じて達成すべき成果目標

指定管理者が業務を遂行するにあたり、その質の向上を図るための成果目標を定めるものとします。次の5項目は必須項目としますので、これらを除く項目について具体的な提案を示してください。

なお、必須項目を含む成果目標のうち、指定管理期間開始年度で実現できない事項に関するものについては、実現までの間の各年度に係る目標値を別途示してください。

- ・ 1日平均入院患者数 300人/日
- ・ 1日平均外来患者数 600人/日
- ・ 1ヶ月救急患者数 1,000人/月
- ・ 経常収支比率 100%
- ・ 利用者満足度 85%

6 職員の確保等

(1) 再就職を希望する職員の受入れ等

指定管理者は、志摩病院の指定管理者制度導入に伴って、県を退職し、再就職を希望する職員を優先的に採用するとともに、職員の処遇に配慮することとします。

(2) 研修等

医師、薬剤師、看護師、医療技術職員等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備することとします。

(3) 子育て支援制度

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組み、子育て支援に配慮することとします。

7 収入及び支出に関する事項

(1) 会計・経理の原則

指定管理者は、志摩病院の管理運営に関して自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、収入及び支出については、団体自身の口座とは別の口座で管理することとします。

(2) 帳簿の記帳

指定管理者は、志摩病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、翌年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存するものとします。また、これらの書類について、県が閲覧を求めた場合は、これに応じるものとします。

(3) 収入

① 利用料金収入（診療報酬等）

志摩病院の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項及び条例第29条の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、志摩病院の利用に係る料金は指定管理者の収入となります。よって、志摩病院の管理運営に係る収支については責任を負うことになり、収入の確保を図る必要があります。

② 指定管理料（政策的医療交付金）

県は、人材育成、救急医療、保健衛生事業（災害拠点、へき地医療）、医師及び看護師等の研究研修、高度医療、特殊医療（周産期医療、リハビリテーション）、精神病院運営を政策的医療として位置付け、これらを実施するための費用として指定管理料（政策的医療交付金）を支払います。

県が指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の額（10年間） 5,069,690千円以内
（消費税及び地方消費税を含む。）

<各年度における指定管理料概算額 506,969千円/年>

各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の予算の範囲内において別途県と指定管理者との協議により締結する年度協定に基づき支払います。また、その支払時期や方法、管理口座等の細目的事項についても、年度協定において定めます。

③ 手数料徴収委託料

県は、地方公営企業法第33条の2の規定により徴収委託事務契約を指定管理者と締結し、指定管理者は、証明書等交付に係る手数料を県に代って徴収し、県に納入することとします。

手数料徴収委託料は、納入された手数料収入に相当する額とします。

(4) 支出

① 管理経費

指定管理者は、上記（3）の収入をもって管理経費を賄うものとします。

なお、指定管理者の経営基盤強化のための県の支援が必要な場合は、別途協議するものとします。

② 指定管理者負担金

指定管理者は、次の各号の金額を指定管理者負担金として、県に支払うこととします。

ア 平成24年度以降に県が取得する志摩病院の資産の購入等に充てるために全額又は一部を借り入れた病院事業債に係る毎事業年度の元利償還金相当額の2分の1及び病院事業債充当残額の2分の1

イ 平成24年度以降に県が取得する志摩病院の資産の購入価格、工事価格等の2分の1

ウ 平成23年度以前に県が取得した志摩病院の資産に係る毎事業年度の元利償還金相当額の2分の1

(5) 収支計画等

収入・支出に関する以下の事項について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・長期収支計画（年度別内訳を含む。）
- ・政策的医療の実施に伴う経費の交付

8 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ「1 指定管理者募集の目的」を達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たす者としします。なお、個人での応募は受け付けません。

(1) 次の①から⑦までのいずれかに該当する法人等であること。

- ① 医療法第31条に規定する公的医療機関（病院に限る。）の開設者（都道府県、市町村を除く。）
- ② 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの
- ③ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- ④ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- ⑤ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの
- ⑥ 次の規定による法人のうち、病院の運営を目的とするもの
 - ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定による一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の第40条第1項の規定による社団法人又は財団法人を含む。）
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）の規定による公益社団法人又は公益財団法人
- ⑦ 医療法第39条第2項に規定する医療法人

(2) 地方自治法第244条の2第1項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

(4) 本県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。

(5) 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。

(6) 本県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 次の①から④までのいずれかに該当する法人等でないこと。

- ① 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等を含む。）
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされ

- る破産事件に係るものを含む。)
- (8) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。
- ① 暴力団又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - ② 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
 - ③ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - ④ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
 - ⑤ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。
- (9) 役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
- (10) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと。
- (11) 三重県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。
- ただし、三重県議会の議員以外の者について、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。

9 申請の手続き

(1) 現地説明会の開催

現地説明会を、次のとおり開催しますので、指定管理者指定の申請を予定している法人等は、必ず、様式Aにより参加申込みのうえ、参加してください。

① 開催日時

平成22年7月23日（金）午後1時30分から午後4時まで

② 開催場所

三重県立志摩病院

三重県志摩市阿児町鶴方1257番地

電話 0599-43-0501

③ その他

参加を希望する法人等は、平成22年7月21日（水）午後5時までに、県立病院経営室（下記（2）①イの受付場所と同じ）まで、持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールにより申し込みを行ってください。郵送の場合は、同日午後5時必着とします。

(2) 質問事項の受付及び回答

本要項の内容等に関する質問がある場合には、様式Bにより提出してください。

① 質問の提出

ア 受付期間

平成22年7月1日(木)から平成22年8月11日(水)までの午前9時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

イ 受付場所

三重県病院事業庁 県立病院経営室 改革推進グループ
〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県栄町庁舎6階)
電話 059-224-2351
FAX 059-224-2349
E-mail kenbyo@pref.mie.jp

ウ 受付方法

質問は持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けません。ただし、郵送の場合は8月11日(水)午後5時必着とします。

② 質問に対する回答

ア 回答方法

ファクシミリ又は電子メールにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、随時、三重県病院事業庁ホームページ(<http://www.pref.mie.jp/D3BYOUIN/>)で公表するとともに、下記イ、ウにより閲覧することもできます。

イ 閲覧期間

平成22年7月1日(木)から平成22年8月18日(水)までの午前9時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

ウ 閲覧場所

上記(2)①イの受付場所と同じです。

(3) 申請書類の受付

① 受付期間

平成22年8月18日(水)から平成22年8月31日(火)まで

② 受付時間

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

③ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定申請書(様式C)

イ 事業計画書(様式D)

「5 指定管理者が行う業務の範囲」等を踏まえ、指定管理期間を通じた事業計画を示してください。その中で、3年程度の中期的な計画については、詳細に示してください。

ウ 事業計画書の要旨(様式E)

本県では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、県民にわかりやすく示すこととしていますので、上記イの事業計画書の要旨を日本工業規格A4版用紙1~2枚程度にまとめたものを作成してください。

エ 「8 申請資格」に掲げるすべての要件を満たす旨の宣誓書(様式F)

なお、「8 申請資格」(7)に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。

オ 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

カ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)

- キ 法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）
- ク 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- ケ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- コ 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう。）及び履歴を記載した書類
- サ 法人等の概要がわかる書類（様式G）
- シ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- ス 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

④ 提出書類の扱い

- ア 応募に関して必要となる費用は申請者の負担とします。
- イ 申請書の提出をもって、本要項の記載事項を応募者が承諾したものとみなします。
- ウ 提出期限経過後は、提出書類の内容変更及び書類の追加はできません。
- エ 県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとします。また、提出された書類は、三重県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

⑤ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合は書留郵便に限るものとし、提出期限の8月31日（火）午後5時必着とします。

⑥ 提出先

上記（2）①イの受付場所と同じです。

⑦ 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4版とし、ファイル等に綴じて提出してください。また、上記③ウの事業計画書の要旨については、三重県病院事業庁ホームページに掲載できるようPDFファイル形式で提出してください。

⑧ その他

提出された書類のうち、正本1部は県が所持し、副本10部は指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、申請者との協議により返却又は廃棄します。

10 指定管理候補者の選定等

(1) 申請資格の審査

指定申請書等の受付後、三重県病院事業庁（以下「病院事業庁」という。）において、申請者が「8 申請資格」に掲げるすべての要件を満たしているかについての審査を行います。

(2) 申請者名等の公表

上記（1）により申請資格要件を満たしていると判断したものについては、申請者の名称及び「9（3）③ウ 事業計画書の要旨」を三重県病院事業庁ホームページで公表します。

(3) 選定委員会による審査

指定管理候補者の選定にあたっては、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等で構成する三重県立志摩病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、上記（1）の申請資格の審査を通過した申請者を対象に、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記①の審査基準等に基づいて総合的に審査を行います。

①審査基準等

I 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査基準	配点	評価点		
			良	可	不可
1 病院の基本理念・運営方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・県の病院事業における基本的な政策や計画、志摩病院の設置目的や位置付け等を十分に理解した上で、それらに適合した理念や運営方針を持っているか ・県の施策（人権尊重、男女共同参画、環境保全活動、ユニバーサルデザイン、次世代育成支援など）に基づく提案であるか 	2	2	1	0

II 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

2 安全対策、危機管理体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理、院内感染対策、医療事故等発生時のマニュアルが整備され、適切な対応・対策が十分に考えられているか ・防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制が十分に考えられているか ・医療倫理に基づく適切な医療の提供が考えられているか ・個人情報保護のための対策が十分に考えられているか 	2	2	1	0
3 施設及び設備の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の現状を正しく認識し、適切な維持管理のための基本的な考え方があるか ・外来・入院患者向けのサービスや満足度の向上などにつながる具体的かつ適切な計画になっているか 	2	2	1	0

III 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

4 基本的な医療機能	① 診療科	現行の診療機能の維持や充実のための方策について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	② 外来診療体制	外来診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③ 入院診療体制	入院診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	④ 看護	看護に係る組織体制の確立や教育機会の提供等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑤ 地域医療全体の質の向上	地域医療機関との連携や地域医療の質の向上について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑥ 病院及びスタッフの管理体制	医師、看護師、その他の病院職員の確保、採用及び配置計画や、各部門の組織・責任体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
5 政策的医療機能	① 医師、看護師等の人材育成	医師・看護師、地域の医療人材の育成について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	② 救急医療の確保	救急医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③ 災害時医療	災害医療への対応等について、日常的な訓練も含め、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	④ へき地医療	へき地医療支援について、地域の拠点病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑤ 医師、看護師等の研究研修	病院内外の医療従事者の資質・能力向上を図るような研究研修体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑥ 高度医療	高度医療の提供について、地域の中核病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0

	⑦ 特殊医療	周産期医療、小児入院機能の回復及びそのための医師・看護師の配置等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑧ 精神科身体合併症医療	精神科医療に係る診療方針、診療体制や関連診療科との連携等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
6 住民の意見等を生かす仕組み	・住民の意見等を管理運営等に生かす仕組みについて、具体的かつ適切な計画になっているか		2	2	1	0

※上記審査項目4及び5については、指定管理期間開始後3年以内に実現可能な計画になっているかを含めて審査する。

IV 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

7 収支計画等	・病院運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ実現可能なものか	2	2	1	0
	・経費節減につながる提案があるか				

V 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

8 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等	・他の病院での運営実績など安定的な人的基盤を有し、または確保できる見込みがあるか	2	2	1	0
	・病院事業における実績を有し、施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか				
	・病院運営（指定管理業務）に関する専門的知識や経験を十分に有し、かつ熱意や意欲を持っているか				

各委員 40 点満点×8名=320 点満点

② 第一次審査

上記（1）の申請資格の審査を通過した申請者及び下記（4）の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の審査を行い、上記①の審査基準等の配点に基づき採点します。

選定委員会は最低基準を設定し、申請者からの提案内容が県の求める要求水準を満たしているか否かの判断基準とします。最低基準は、選定委員会委員が採点した総得点（320 点満点）の5割以上（160 点以上）とし、最低基準を満たしていない場合には順位付けを行いません。

なお、各審査項目において低い評価であった場合には、最低基準を満たした場合であっても、選定委員会においてその取扱いについて審議を行います。

第一次審査の結果は、審査終了後速やかに、すべての申請者に書面で通知します。

③ 第二次審査

第一次審査を通過した申請者を対象に、上記①の審査基準等に基づき選定委員会によるヒアリングを第二次審査として実施します。

なお、ヒアリングでは、申請者による提案内容の説明（プレゼンテーションによる説明）に対し質疑を行ったうえで審査を行います。

ヒアリングは、9月中旬～10月上旬を目途に実施し、その詳細については別途通知します。

④ 審査における留意点

上記①の審査基準等のうち、特に、「4 基本的な医療機能」、「5 政策的医療機能」及び「8 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等」を重点項目として審査を行います。

⑤ 順位付け

申請者からの提案内容については、第一次審査による事業計画書等の採点及び第二次審査でのヒアリングを経て、選定委員会での審議により順位を決定します。

(4) 失格事項

次の①から③のいずれかに該当した場合は、その申請者を審査の対象から除外します。

- ① 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合

- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ その他、不正行為があった場合
- (5) 指定管理候補者の選定
病院事業庁は、選定委員会における審査の結果を踏まえて、最も適当と認める法人等を指定管理候補者として選定します。
- (6) 選定結果の通知
指定管理候補者の選定結果は、すべての申請者に書面で通知します。
- (7) 選定結果の公表
指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、三重県病院事業庁ホームページで公表します。なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、選定委員会における申請者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。
また、指定管理者の指定の議決にあたり、三重県議会には、申請者ごとの主な提案内容及び選定委員会における評価点数及び講評等を報告しますので、予め、ご承知おきください。

1.1 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定した法人等については、三重県議会の議決を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に「8 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「10（4）失格事項」に掲げる要件のいずれかに該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

1.2 指定管理者との協定の締結

県は、三重県議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

協定書の主な内容は、次の項目を予定しています。

(1) 基本協定

- ① 業務内容に関する事項
- ② 管理物件に関する事項
- ③ 指定期間に関する事項
- ④ 県が支払う指定管理料に関する事項
- ⑤ 情報公開の推進に関する事項
- ⑥ 個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 利用料金に関する事項
- ⑧ 県と指定管理者との責任・リスクの分担に関する事項
- ⑨ 業務計画書に関する事項
- ⑩ 業務報告及び事業報告に関する事項
- ⑪ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑫ その他、県が必要と認める事項

(2) 年度協定

- ① 当該年度の業務内容に関する事項
- ② 当該年度に県が支払う指定管理料に関する事項

③ その他、県が必要と認める事項

1.3 管理状況の把握と評価・監査等

(1) 業務の評価

県は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、原則として、条例第26条の規定による事業報告書等の提出を受けて、下記の志摩病院の管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、成果目標として掲げた指標についての自己評価を含めてください。また、協議により別に定める経営及び管理に関する報告書類を提出してください。

① 定期評価

県は、事業報告書等に記載された内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が、別途締結する協定書に示す管理の基準等を満たしているかについての確認を行います。

② 随時評価

県は、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、志摩病院の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は志摩病院内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

(2) 報告、指示等

① 県は、志摩病院の管理の適正を期すため、指定管理者に対し、志摩病院の管理業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地に検査し、又は必要な指示を行うものとします。

② 指定管理者は、病院長の任免、その他管理に関する重要な事項の運用等及びそれらの変更にあたりは、予め県に届け出ることとします。（詳細については、指定後に協議します。）

(3) 監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項に基づき、指定管理者が行う志摩病院の管理の業務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

(4) 財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

1.4 県と指定管理者との責任・リスクの分担

県と指定管理者との責任・リスク分担は、原則として次の表のとおりとします。なお、詳細については、県と指定管理者との間で締結する協定の中で定めます。

ただし、下記に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、責任・リスク分担を決定します。

項目	内容	責任・リスク分担	
		指定管理者	県
債務不履行	県が協定内容を不履行		○
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行	○	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大	○	
	県側の要因による運営費用の増大		○
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	両者の協議	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加	○	

診療報酬の改定	収入の減・支出の増	○	
利用料金（診療報酬等）・手数料の未納等	利用料金（診療報酬等）・手数料の未納者への督促、欠損に伴う収入減等	○	
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等	○	
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等	○	
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減	○	
施設、設備、物品（医療機器、什器備品等）等の管理	維持管理	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設、設備、備品等の損傷	○	
	上記以外による施設、設備、備品等の損傷	両者の協議	
	物品の更新	○	△
	施設・設備の改良・改修	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等	○	
	施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合	○	
	県側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担		○
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用	○	
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

△：別に協定等で定める基準に従って、県が負担する場合もある。

15 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 県への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をするとともに、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 県に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他、不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

16 その他

(1) 施設管理開始までの間における指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして県との協定の締結に応じないとき
- ② 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、一部の業務を県の承認を得たうえで専門の事業者へ委託することができます。

この場合、委託先の事業者は、業務の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けていなければなりません。

(3) 指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ

指定期間前の約1年間（予定）を引継期間とします。

17 募集要項に関する問合せ先

三重県病院事業庁 県立病院経営室 改革推進グループ

〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県栄町庁舎6階)

電話 059-224-2351

FAX 059-224-2349

E-mail kenbyo@pref.mie.jp